

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

多様な人材活用による仕事づくり推進事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛媛県松山市

3 地域再生計画の区域

愛媛県松山市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

「労働力調査（詳細集計）平成30年平均」によると、非正規雇用者の現職に就いた理由は、男女ともに「自分に都合の良い時間に働きたい」が回答全体の約3割を占めて最も多い。また、「多様な働き方の進展と人材マネジメントの在り方に関する調査」（厚労省）によると、5年前と比較して従業員の雇用管理の多様性が必要になっていると回答した企業が73%、また、今後5年以内に「女性の雇用管理」について64%、「60歳以上高齢者の雇用管理」について72.4%が見直す必要があると回答しており、労働者側には時間に融通の利く勤務形態で働きたいという一定のニーズが伺えるとともに、企業側にも多様な人材を活用するため、雇用管理を見直す必要性を認識している状況が伺える。

また、「人手不足等への対応に関する調査」（日本・東京商工会議所）によると、「人手が不足している」と回答した全国の中小企業は2015年度から16.4ポイント上昇の66.4%となっており、人手不足の深刻化が進んでいる。また、人手が充足できない理由として、「自社の立地地域に求めている人材がない(人口減少や大都市圏への流出等で人がいない)」と回答した中小企業が60.3%で最も多い。これらの結果から、地域内での人手確保が難しい状況にあり、域外の人材活用の必要性が伺える。

このような中、市内中小企業に行ったアンケート調査でも、経営課題について「人手不足」との回答が41.2%、「社員の高齢化」との回答が27.0%と高くなっているほか、愛媛県内の有効求人倍率は1.60倍以上の高水準が続いており、人手不足関連の倒産件数が最多となるなど、深刻な状況となっている。

したがって、現在、「人手不足」は地域経済を停滞させる主要な要因となっており、また、余裕のある魅力的な就職先が少なくなっていることで若者の地元就職離れにも繋がっていると考えられ、これらへの対策が喫緊の課題となっている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本市では、市内企業の多くが抱える人手不足への対策として、育休中の女性等の代替要員確保や求人情報発信などの人手確保支援や、RPAなどのIT活用による生産性向上の支援、働き方改革に取り組む企業の事例普及など様々な施策を実施している。これまでの取組みのなかで、RPAを導入した企業で月70時間の効率化が図られたほか、働き方改革の事例紹介を行った企業で求人に対する応募数が前年の4倍超となるなど一定の効果がみられている。

しかし、人口の流出や減少、高齢化による弊害は上記施策の効果を上回る速度で進んでおり、依然として市内企業の手不足は深刻な状況となっている。地域活力の向上を図るためには、現在の取組みに加えて、人手不足に向けた新たなソリューションが必要である。

そこで、本事業では人手不足への新たな対策として、都市部の複業人材や地域の潜在的な人材である子育て中の女性や高齢者などの、まだ活用が十分でない人材の活用手法を地域に根付かせるための普及に取り組む。具体的には、市内企業と都市部の複業人材との交流イベントやフィールドワーク等を通じたマッチング支援を行うことで、地域に不足する多様な人材の活用事例をつくり、企業活動の活性化を図る。

また、特に人手不足に悩む業界などからモデル企業を選定し、特に女性を中心とする子育て世代や元気な高齢者などの多様な人材が働きやすくなるよう業務の見直しや細分化などを行うことによって労働条件を整え、フルタイム勤務者と短時間勤務希望者とのベストミックスな就労態勢のモデルケース構築を行

う。これらの新たな人手確保の手法を地域に根付かせ、人手不足の解消を図り、経営強化及び企業活動の活性化につなげる。

これらの施策により、首都圏等の人材を活用した関係人口の創出を図ることができるほか、時間を細切れに使いたい多様化する労働ニーズに応え、さらには女性活躍の推進や生涯現役のまちづくりを進めることができるなど、多角的な効果を得ることができる。加えて、ベストミックスな就労態勢のモデルケースを構築することにより、人手不足に悩む企業の雇用促進や生産性向上を図る。とりわけ、働き方改革のモデル分野として宿泊業界でモデルケースを構築し横展開することにより、本市の基幹産業である観光産業の発展にもつなげていく。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2020年度 増加分 1年目	2021年度 増加分 2年目	2022年度 増加分 3年目	K P I 増加分の累計
事業を通じてのマッチング人数（関係人口）（人）	0	10	10	10	30
労務改善を実施した企業数（企業）	0	6	6	6	18

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

多様な人材活用による仕事づくり推進事業

③ 事業の内容

地域の企業において、まだ活用が十分でない都市部の複業人材などの活

用を進めることで地域企業の人手不足解消を図るとともに、関係人口の構築を図る。

【1. 都市部の複業人材等を活用した人手不足対策支援】

人手確保に悩む市内中小企業等に対し、自らのスキルを生かしたいと考えている都市部（首都圏等）の複業人材等とのマッチング支援を行う。具体的には、交流イベントやフィールドワーク等のプログラムを実施し、市内中小企業等と都市部複業人材等とのマッチングを支援することで、市内中小企業等の新規事業やブランディング、情報発信・販路拡大等に繋げる。都市部の人材と仕事を通じた継続的な関係を構築することで、本市への関係人口を創出する。

時間を細切れに活用したいなどの様々な就労ニーズに応え、地域の潜在的な人材である子育て世代や高齢者などの活用を進めることで地域企業の人手不足解消を図るとともに、フルタイム勤務者と短時間勤務希望者とのベストミックスな就労態勢のモデルケースを構築する。

【2. 短時間勤務を活用した企業労務改善事業】

H28年経済センサス活動調査によれば、本市の産業割合は卸売・小売業が約26%、次いで宿泊業及び飲食サービス業が約13%、医療福祉、建設業がともに約9%と、これらの産業が全体の約6割を占めている。本市は道後温泉や松山城などを中心とした観光業が盛んな地域であるが、宿泊業をはじめとする各業界の人手不足は全国と同様に深刻化している。一方で、本市の有配偶女性の就業率は64.7%と全国平均の68.7%に比べて低く、潜在労働力として考えられる主婦層などの人材活用が課題となっているが、男女共に自分の都合の良い時間に働きたいといった意見も多い。

このため、人手不足に悩む宿泊業界などからモデル企業を選定し、多様な人材が働きやすくなるよう業務の見直しや細分化を行うなど労働条件を整え、フルタイム勤務者と短時間勤務希望者とのベストミックスな就労態

勢のモデルケースを構築するとともにその成功事例を広く周知し、企業の人手不足解消を図る。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

本事業を通して人材活用の新たな手法を地域内に根付かせていく。

【官民協働】

商工会議所等の関係機関と連携した支援や、民間と協力した多様な人材の活用促進など、課題解決に向けた官民協働の支援体制を構築し、地域のしごと創生を図る。

【地域間連携】

企業の人手不足は共通の課題であることから、本事業で促進する人材活用の手法を市内に根付かせるとともに近隣市町や関係機関などにも広く普及していくことで、広域的な人手不足解消及び経済活性化に繋げる。

【政策間連携】

本市総合戦略に掲げる基本目標「魅力ある仕事と職場をつくる」の成果指標でもある市内総生産 1.6 兆円の維持や雇用の促進に繋げていく支援を展開していく中で、産業の競争力強化や良質な雇用の場の創出と人材の育成・確保を行い、地方創生に対して効果を発揮する事業とする。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

事業の効果検証については、K P Iの達成状況やその他の効果等をまとめたいうえで、総合戦略の実施状況等の調査・検証を行う民間主体の組織「まつやま人口減少対策推進会議」から意見を聴取し、翌年度の取組に反映させる。

【外部組織の参画者】

- ・産業（えひめ中央農業協同組合、松山市農業協同組合、松山商工会議所、北条商工会、中島商工会、愛媛経済同友会、愛媛県中小企業家同友会、愛媛県法人連合会）

- ・行政（松山公共職業安定所）
- ・教育（愛媛大学、松山大学、松山東雲女子大学、聖カタリナ大学）
- ・金融（伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、日本政策投資銀行松山事業所、日本政策金融公庫松山支店）
- ・労働（松山地域労働者福祉協議会）
- ・報道（愛媛新聞社）
- ・交通（四国旅客鉄道、伊予鉄道）
- ・NPO等（アクティブボランティア 21、ワークライフ・コラボ、愛媛県若年者就職支援センター、松山市男女共同参画推進財団、松山みらいクラブ連絡協議会）の 27 団体

【検証結果の公表の方法】

本市のHP等を活用して、検証結果を速やかに公表し、透明性を確保する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 49,500 千円

⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2023年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。